

〔43 釈 文〕 緑埜郡笛木新町捨子養育請け証文

(安政三年：一八五六)

差上申御請証文之事

当御代官所上州緑埜郡笛木新町

名主六左衛門屋敷内ニ捨子有レ之候段

訴上候ニ付、御見分御吟味御伺之上、

右捨子村養育被ニ仰付置一候上者、

養育中異変之義も有レ之候ハ、

可ニ訴上一旨、石谷因幡守様御下知之趣

被ニ仰渡一承知奉レ畏候、依レ之御請証文

差上申処、如レ件

当御代官所

上州緑埜郡笛木新町

名主

安政三辰年九月廿四日 六左衛門

百姓代

六兵衛

年寄

次左衛門

川上金吾助様

御役所

【43読み下し文】

差し上げ申す御請け証文の事

当御代官所上州緑埜（みどの）郡笛木新町  
名主六左衛門屋敷内に捨て子これ有り候段  
訴え上げ候に付、御見分御吟味御伺いの上、  
右捨て子村養育仰せ付け置かれ候上は、  
養育中異変（いへん）の義もこれ有り候はば  
訴え上ぐべき旨、石谷因幡守様御下知（げち）の趣  
仰せ渡され承知畏（かしこ）み奉り候、これに依り御請け証文  
差し上げ申す処、件の如し

当御代官所

上州緑埜郡笛木新町

名主

安政三辰年九月廿四日

六左衛門

百姓代

六兵衛

年寄

次左衛門

川上金吾助様

御役所